

## 要請書について（回答）

■ 提出者：鳥取県社会保障推進協議会

■ 受付日：令和2年10月5日

■ 回答日：令和2年11月4日

### 1 医療について

（国民健康保険制度について）

①国民健康保険料（税）を引き下げてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

被保険者の高齢化や医療の高度化等により一人あたりの医療費は年々増加しており、現時点での国民健康保険料の引き下げは困難と考えています。

②18歳未満については、子育て支援の観点から均等割の対象としないよう国に意見をあげてください。

当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

18歳未満を均等割の対象外とすることは、現在の国保制度では困難です。一般会計からの繰入による減免を市単独で行うことは、難しいと考えます。

③保険料（税）滞納者への対応に関しては、生活実態の把握に努め、短期保険証や資格証明書の発行、差押えなどの制裁はしないでください。また、給付制限（国保ドック、限度額認定証、一部負担金減免制度など）を行っている場合は、とりやめてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

本市では、保険料滞納者への督促、催告、電話相談等、滞納者の実態を把握し、保険料の分割納付等の相談を行いながら、できる限り短期証や資格証明書の交付に至らないように努めています。

しかしながら、納付相談等にお越しいただけない等の場合には、保険料負担の公平性の観点から資格証明書を交付しています。

保険料滞納者との接触に努め、分割納付等相談に応じて頂くことで短期保険証を交付します。また、分割納付の履行を確認させていただくことなどで継続的に保険証を交付しています。

国保ドック、限度額認定証の交付につきましては、滞納がない世帯を対象に行います。一部負担金の減免は滞納の有無に関係なく行います。

④一部負担金の減免制度は、年間実績なども確認し、国保加入者が利用できる基準に見直してください。

制度の周知についても、行政や医療機関にポスター、チラシを置くなどして、強化してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

国民健康保険法第44条第1項の規定に基づき、本市では倉吉市国民健康保険条例施行規則第6条において、一部負担金の減免を受けることができる被保険者を定めています。具体的な運用は、倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱に定めております。また、制度の周知方法につきましては、倉吉市HPに掲載しております。

（添付資料）倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

⑤コロナの影響を受けている加入者に関して、保険料の減免制度や傷病手当の創設が実施されていますが、対象となる要件が実態にあわず、利用できない加入者が発生しています（所得がマイナスの場合対象にならない、事業主は傷病手当の対象にならないなど）。必要な住民が制度利用できるよう、運用を修正してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

国民健康保険料につきましては、国の示す基準による減免に加え、市単独での減免を行っております。市単独減免では、事業収入等の減少割合が2割以上であれば、所得がマイナスの場合でも減免対象になります。

傷病手当金につきましては、国の考え方に沿って制度化しております。市独自で対象者等を拡大することは今のところ考えておりません。

(無料低額診療事業・低所得者向け負担軽減の手立てについて)

①保険薬局では同事業が行えないため、病院・診療所で無低が適用されても薬代が低減できず、薬物療法が受けづらい実態があります。自治体独自で無料低額診療利用者の薬代助成制度を創設してください。あわせて国に対し、薬局でも無料低額診療が実施できる制度変更を働きかけてください。

②県中部地域では、無料低額診療事業を行っている医療機関がありません。まずは公立病院において、無料低額診療事業などの低所得者向けの負担低減制度を検討・実施するよう、県に働きかけてください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

本市には、無料低額診療事業を実施する医療機関が無いため、利用実態の把握ができません。

(地域医療について)

②コロナの影響で経営が厳しくなっている医療機関への支援を国に求めるとともに、独自の支援策もご検討ください。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

倉吉市国民健康保険に係る診療報酬によると、医科、歯科、調剤をあわせた全体では、本年5月診療分に大きな影響がでているが、その後は医療機関の経営が厳しい等の情報は把握していない。今後とも医師会等と情報を共有し、現状を把握したうえで必要な場合には県とともに支援策等を検討します。

## 2 介護保障・高齢者支援について

①介護保険料の引き下げを、一般会計からの繰入や基金の取り崩しで実現してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険料につきましては、平成27年度から公費(国1/2、県1/4、市1/4負担)による低所得者の保険料軽減を行っております。令和元年10月の消費税10%への引き上げ時には、軽減率の引き上げとともに対象者を非課税世帯すべてに拡充しています。今後も、給付の適正化に取り組むとともに基金の取り崩しは適切に判断し、保険料負担の増加抑制に取り組んでまいります。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

低所得者への介護保険料の減免は、災害等特別事情による場合のほか、扶養親族がなく活用できる資産がない等一定の条件に該当する場合に、条例等に基づき行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業等収入の減少があった場合にも規則に基づき減免を行っています。適時適切な周知に取り組んでまいります。

利用料負担につきましては、低所得者の適切な介護サービス利用を促進するために「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業」の運用(社会福祉法人1/2、国1/4、県1/8、市1/8負担)に引き続き取り組んでまいります。

③保険料滞納者に対する給付制限はやめてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

保険料滞納者には、個々の被保険者の事情を把握しながら計画的な納付を促し、応分の納付をいただくことで、給付制限に至らないように努めてまいります。

④新型コロナの影響を受けて、運営や経営に困難をきたしている介護事業所の状況をつかみ、必要な支援を行ってください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する介護事業所への支援につきましては、国や県と連携しながら、必要な支援を適時行うよう取り組んでまいります。

⑤免許を返納する高齢者などの「足」を保障し、閉じこもりにならない手立てを打ってください。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

免許返納後における生活移動が可能な交通の確保が必要と考えております。

生活移動が可能な交通の確保につきましては、県と中部の1市4町及び交通事業者等で構成する「鳥取県中部地域公共交通協議会」において、平成30年3月27日に「地域公共交通網形成計画」を策定し、その中で、「運転免許証自主返納者等移動困難者への対応」や「タクシーの活用等による効率的な運行形態の導入」、「住民との協働による運行の仕組みづくり」などを掲載し、実施に向けた検討を行っているところです。

運転手不足等が顕在化している状況もあることから、本年度においては、地域主体で行なう共助交通の導入検討に関する支援制度を創設し、地域において互いに助け合いながら移動方法を確保する取り組みを検討していただいております。

⑥補聴器の購入に対する助成制度を検討してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

国が示している介護保険における福祉用具の範囲の考え方によって、補聴器は介護保険の福祉用具として認められていない状況ですが、今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

(国に対する意見、要望について)

①「要介護」の方の総合事業への移行とケアプランの有料化は行わないよう求めてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

国の動向を見守ってまいります。高齢者の介護予防や日常生活を支援する取組を充実させ、介護度が重度化しないよう引き続き取り組んでまいります。

### 3 税の徴収、滞納問題への対応等について

①税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談に乗るとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）1）徴収の猶予、2）換価の猶予、3）滞納処分の停止の適用を活用してください。

【回答：税務課 Tel 22-8113】

本年は新型コロナウイルス感染症の影響で日常生活に大きな影響を受けた方も多数おられることから、実情をしっかりと確認し、また、県税、広域連合、並びに他自治体とも歩調をとりながら、「徴収猶予の特例」・「滞納処分の執行停止」適用など、法に基づいた適切な対応を行っていきたいと思います。

②滞納整理機構は解散してください。

【回答：税務課 Tel 22-8113】

税務課債権回収室の体制では、徴収及び滞納処分の執行停止の適用判断に対応しきれない部分がありますので、今後も鳥取中部ふるさと広域連合税務課に委託をしていきたいと考えております。

なお、鳥取中部ふるさと広域連合税務課に対するご意見等につきましては、鳥取中部ふるさと広域連

合に報告させていただきます。

#### 4 生活保護制度など低所得者施策について

①生活保護の相談・申請には、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づき、生活に困窮している人が気兼ねなく生活保護が受けられるように広報・周知し、適用してください。「申請書を渡さない」「就労支援を理由に生活保護の利用から論点をそらす」「親族の扶養について問いたず」など、相談者・申請者を追い返す、いわゆる「水際作戦」は行わないでください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

生活保護制度につきましては、市ホームページ上でご案内するほか、福祉事務所窓口「生活保護のしおり」と保護申請書を配置し、どなたでもお持ち帰りいただける状態にしています。

申請相談対応においては、相談者の状況をよく聴き取るとともに、保護のしおりを用いて、保護の要件受給中の権利義務等について説明をしますが、これらにつきましても、わかりやすくお伝えするよう努めています。また、保護の要件を満たさないと考えられる方につきましても、申請意思を表示された場合は申請書を交付することとしています。

②自動車保有や持ち家があるなどの相談者にも、状況をききとり、丁寧な説明と柔軟な対応をお願いします。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

自動車保有につきましては、制度上特別の要件に該当する場合以外には保有は認められないことから、保護の相談時において、保護開始後には処分を行っていただくことを説明しています。

なお、相談時において「処分してからでない」と申請ができない」等の誤った説明は行っていません。

持家につきましては、現に被保護者の方の居住用に供されている家屋・宅地につきましては、最低限度の生活維持に必要なものとして保有を容認しています。

③ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

本市においては、きめ細やかな対応のため国の基準以上にケースワーカーを配置しています。

また、各種研修への参加等により、個々のケースワーカーの資質向上に努めています。

④冬季加算引き下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当などを新設してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

夏季につきましては、毎年8月に見舞金（法外扶助）を支給しています。

制度の新設は考えていません。

⑤生活保護利用者のエアコン設置の現状把握と、エアコンのない低所得者への独自支援策を検討してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

制度の新設は考えていません。（財政面から低所得者全体への支援は困難）

（国に対する意見、要望について）

①2018年6月に厚労省が通知した、エアコンの取り付けへの補助の対象者を拡大してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

被保護者のうち、エアコン設置費支給の対象外となる世帯につきましては、生活福祉資金等の貸付制度活用の検討や家計のやりくり等に対する助言・相談を行いながら、最低限度の生活保障のため適切に

支援します。

## 5 子育て・進学支援などについて

①学校給食の家庭負担への直接補助を拡充してください。コロナ禍のもと、ことしは特に必要になっています。

【回答：給食センター Tel 28-3343】

学校給食センターでは、就学援助認定者に対する減免と第3子減免を実施しています。

就学援助認定者に対する減免は学校給食費を3分の2減免するもので、第3子減免は同一世帯に学校給食を受ける児童又は生徒が3人以上いる場合に、3人目以後の児童及び生徒の学校給食費を3割減免するものであります。

特に、第3子減免につきましては倉吉市の独自施策として実施しており、就学援助認定者に対する減免とともに学校給食の家庭負担を軽減するものとして今後も継続していきたいと考えています。

②子どもの医療費助成に関わって、通院・入院の窓口負担をなくし、完全無料化してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

特別医療費助成制度として、18歳に達した年度末までの人を対象に医療費の一部助成を、県との共同事業で実施していますので、現段階では完全無料化は考えていません。

③国・自治体の責任で、非常事態・災害状況でも子どもの安全を確保し、発達を保障するために保育・学童保育基準を引き上げ、職員の処遇改善を図ってください。そして職員の配置基準を改善し、増員を図ってください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

処遇につきましては、本年度より同一労働・同一賃金の考えのもと会計年度任用職員制度を導入し、経験年数による給与改定や期末手当の支給、休暇等の労働条件の改善を行ったところであり、配置基準の改善、増員につきましては、支援が必要な児童への対応や施設規模等に応じて対応することとしており、人材の確保を含めて引き続き検討します。

④感染リスクがある中で奮闘している保育所・放課後児童クラブ職員に、自治体独自に「応援協力金」を支給してください。国による補助制度がないため、県に対して制度化の声を上げてください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」において奨励金の給付対象外とされた児童福祉分野の従事者に対して、本市独自の「保育施設従事者奨励事業」を予算化しており、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の保育施設従事者に対して、市が発行する飲食観光振興券（クーポン券）の給付、奨励することと併せて、「7. 商工施策」で要望されている事業者の支援、地域の経済対策を兼ねた対策を講じています。

⑤（自治体に応じ）学費負担がネックで進学困難な若者が出ないように、独自の奨学金制度を創設してください。

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

本市では2つの奨学金制度があり、昭和29年度より公益法人三松奨学育英会による三松奨学育英会奨学金（令和元年度以降、磯野長蔵記念三松奨学育英奨学金）、平成9年から市奨学金を、いずれも大学、短期大学又は修業年限が2年以上の専修学校を修学する者に対して、奨学金貸与を行っております。

奨学金には貸与金の返済義務がある貸与型と返済のない給付型とがあり、市負担の多い給付型とする現在の対象者数を減らさざるを得ません。本市では2つの奨学金貸付制度のもと毎年度7名の奨学金貸付の募集をしており、複数の方に活用していただける現行制度の貸与型奨学を今後も継続する考えで

す。

## 6 障がい者施策について

①支援の諸制度につながらず、障がいを抱えて地域で過ごしている市民がいます。行政の相談窓口の強化や民間・市民との連携を重視するとともに、そうした人たちの地域での居場所づくりを積極的に行ってください。

②支援活動に従事する事業所の活動援助に関わる施策を検討してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

行政、地域、障がいのある人に関わる相談支援機関をはじめ、民生児童委員等と連携し、相談支援体制の充実に努める。また、事業所の活動援助に関わる施策の検討につきましては、県内自治体の状況を研究してみたい。

## 7 商工施策に関してについて

①新型コロナの影響を大きく受けている分野です。さらなる支援策を打ち、廃業を防いでください。

【回答：商工観光課 Tel 22-8129】

現在、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として次の事業を行っています。

### (1) 金融対策（予算額：36億円）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による中小企業事業者の急激な資金需要に対応するため、今後所要額を増額し、中小企業事業者の経営安定化等に資する円滑な資金調達を支援する。

### (2) 外食産業等応援前払い促進事業（予算額：191万8千円）

市内の外食店舗等の資金繰りを支援し、事態収束後の経営維持を図るため、倉吉商工会議所により実施される地域飲食店応援プログラム「みらい飯」に係る経費を支援する。

### (3) 緊急対応型雇用創出・研修事業（予算額：225万円）

新型コロナウイルス感染症の影響等による解雇や雇止め等により就労機会を失った方々を、後継者不足に悩む市伝統工芸品「倉吉はこた人形」の制作活動に携わる人材として雇用した事業者に対して、その研修経費等を助成し、後継者の育成を図る。

### (4) ふるさと回帰促進支援事業（予算額：110万円）

新型コロナウイルス感染症の拡大により帰郷できない家族・親族等にふるさと情報とともにふるさと産品（倉吉産物）を発送する経費を支援し、地域への愛着向上とふるさと回帰へ繋げる。

### (5) 倉吉版経営持続化支援事業（予算額：1億7,500万円）

市内企業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業・個人事業主等を支援する。

### (6) 観光施設等誘客促進支援事業（予算額：1億円）

市内宿泊施設の割引サービスの実施や飲食店、土産物店等で利用できるプレミアム付クーポン券を発行し、自粛要請等で大幅な売上減となっている観光関連施設等への誘客や消費の促進を図る。

### (7) 観光施設維持管理事業（予算額：1,324万4千円）

施設利用料等を主たる収入として運営している指定管理施設において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、休館、貸館の中止、周辺の有料駐車場の影響等により大幅な減収が見込まれることから、適切な補償等を行い、当該施設の早期の安定運営を図る。

### (8) にぎわい創出支援事業（予算額：500万円）

補助金の交付により、市内の賑わい創出に向けた民間の取組を支援する。

### (9) ポップカルチャーによる観光誘客事業（予算額：1,678万円）

新型コロナウイルス感染症収束後のV字回復期に、倉吉市を観光目的地として観光誘客を図るため、ポップカルチャーを活用した観光客等の誘客を実施する。

### (10) 観光商品造成・総合セールスプロモーション事業（予算額：2,500万円）

割引ツアー商品の造成やセールスプロモーション等の実施により、市内への観光客の流れを創り出し、地域経済の活性化を図る。

(11) 鳥取中部観光推進機構負担金（予算額：130万円）

鳥取中部観光推進機構が実施する「鳥取中部おでかけ応援キャンペーン」事業の実施経費を負担することにより、県外からの観光客の誘客促進を図る。

(12) 新しい生活様式に対応した体験型教育旅行推進事業（予算額：250万円）

来年度以降の受入再開に向け、新しい生活様式等を踏まえた体験プログラムの磨き上げや民泊農家等の受け入れ態勢の整備を支援することにより、体験型教育旅行の推進による交流人口の増大を図る。

(13) 観光施設維持管理事業（予算額：373万6千円）

新型コロナウイルス感染症の影響で売上減が続いている観光関連の指定管理施設において、新しい生活様式を踏まえた施設の利用促進に資する設備を整備し、利用促進による売上増を図る。

(14) 観光関連業者による3密対策支援事業（予算額：3,000万円）

新型コロナウイルスの影響を克服し、再スタートを図るため、観光関連業者（飲食店、小売店等）が行う3密対応に向けた店舗改修等を支援する。

(15) 第三者承継支援事業（予算額：900万円）

新型コロナウイルスによる経営への影響に伴う廃業を減らし、市内中小企業の事業承継推進及び経営の安定を図るため、専門機関を活用する際に生じる初期経費を支援する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が非常に大きいため、現在行っている支援策では十分とは言えないかもしれませんが、今後、各事業の効果と新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、地元事業者に事業継続していただけるよう、必要に応じてさらなる支援策を実施してまいります。

## 8 水道事業の民間委託について

①来年度から、水道事業が民間委託されることに関して、水道水は電気やガスなどのライフラインの中でも最も重要な存在で、「安全で安価で常に手に入る水」の提供は、暮らしに欠かせないものです。民間委託によるリスクを慎重に検証し、中止を含めた見直しも検討してください。平行して、サービスへの影響を懸念する市民への十分な説明や意見聴取の場をもうけてください。

【回答：上下水道局 Tel 27-1132】

来年度から委託を予定している業務は、窓口業務や料金徴収業務を主体としており、その他の業務は従来どおり直営で実施することとしています。水道法改正によるコンセッション方式の導入、いわゆる民営化ではありませんのでご安心ください。

また、この度の業務委託によって、水質の悪化や料金の大幅な値上げに結び付くことはありませんので、説明の場を設けることは考えておりません。

## 9 マイナンバーカードについて

①9月から、マイナンバーカードによるポイント還元や、来年3月から健康保険証機能の付与などが予定されていますが、国による個人情報の管理や営利企業の利益のための情報提供、社会保障個人会計など、住民のプライバシー権を侵害する危険性があります。健康保険証化で事実上義務化につながりかねません。国に対し、マイナンバー制度の中止、廃止を要望し、利用拡大に反対してください。

【回答：市民課 Tel 22-8155】

マイナンバー制度における個人情報のやりとりは、法に定められた手続きのみに限定されており、基本的には紙（各種証明書等）で行っていた情報交換をオンラインに置き換えるものと理解しています。

各組織・団体が所有する個人情報はそれぞれが個別に管理しており、手続きの際にその都度、該当する組織等に照会する仕組みです。国で一元的にデータを保管しているわけではないので「国による個人

情報の管理」には当たらないと認識しております。

また、マイナンバーカードの普及は、行政手続きのデジタル化を推進するための基盤として必要なものと考えており、現段階でマイナンバー制度につきまして反対の立場を示す状況にはありません。

10 その他、国に対して、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください

①マクロ経済スライドによる年金切り下げ中止。全世代が安心できる年金制度の構築を求めるとともに、最低保証年金制度を創設すること。年金の毎月支給を実施すること。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

人口に占める現役世代の割合が継続して減少するなか、公的年金制度の持続可能性を高め、年金額の給付水準を維持するために、マクロ経済スライドによる調整が導入されました。マクロ経済スライドにつきましては長期的な制度の維持及び給付水準確保のために必要な措置と考えます。

平成24年に国会に提出された、いわゆる「年金機能強化法案」に代わる福祉的な給付措置である年金生活者支援給付金制度が令和元年10月から施行され、所得の低い受給者への給付が行われています。また、平成29年8月1日から老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮され、年金を受け取れる対象者が拡大されました。

年金の毎月支給につきましては、2カ月毎に支給される現行制度が定着していること及び毎月支給に伴う経費増大等を考慮し、国が勘案すべきことと考えます。

②コロナの影響を大きく受ける住民の生活を支援するために、消費税を5%に引き下げること。

【回答：税務課 Tel 22-8115】【回答：企画課 Tel 22-8161】

たとえ5%でも減税をすれば社会保障の財源が不足し、社会保障制度の持続可能性が危惧される事態となるため、いただいたご要望の趣旨には沿えないものとなります。

③国会の継続審議にされている、種苗法「改正」案を廃案にするよう、国に申し入れてください。「改正」案は農家の種苗「自家増殖の権利」を種子企業の利益に移し替えるもので、地域の農業振興に著しく反するものです。

【回答：農林課 Tel 22-8157】

種苗法の一部改正は、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態となっていること等を背景に、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図るとされています。

改正案では、自家増殖につきましては一律禁止ではなく、一般品種につきましてはこれまでどおり自由に行うことができ、許諾が必要となるのは、国や県の試験場などが開発し登録された登録品種が対象で、そのような登録品種でも許諾を受ければ自家増殖ができることとなっています。今後も動向を注視し、JAや生産者組織等の意見を踏まえ対応します。